

このたびは貸金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。この規定は貸金庫ご利用について詳細なご説明を記載しておりますので、ご熟読のうえ保存願います。

#### ご利用にあたってのご留意事項について

- ・住所等お届け事項に変更がありました場合には、直ちにご連絡ください。
- ・貸金庫の鍵および貸金庫利用カード・お届け印の印章は別々に保管し、暗証番号を他人に知られないようご注意ください。
- ・貸金庫ご利用の際は、生体認証（顔認証）と貸金庫カードおよび暗証番号によりお客さまのご確認をさせていただきますので、鍵をお持ちになりご本人またはお届けの代理人の方がおいでください。
- ・危険物や変質の恐れのあるものはお預りできませんので、ご了承ください。
- ・機器故障その他やむを得ない事情が発生した場合は、復旧まで格納品を取り出せないことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・貸金庫ご使用料は毎月当金庫所定の日に、年払いをご希望される場合は毎年4月の当金庫所定の日に、ご指定の預金口座からのお振替とさせていただきます。

#### 全自動貸金庫規定（顔認証型） 目次

1. 生体認証
2. 生体認証情報、暗証番号の登録
3. お顔の特徴情報の登録等
4. 格納品の範囲
5. 契約期間等
6. 使用料
7. 鍵の保管
8. 貸金庫の開閉等
9. 届出事項の変更等
10. お顔の特徴情報の再登録
11. 印章、鍵の喪失時等の取扱
12. 貸金庫故障時の取扱
13. お顔の特徴情報の確認、印鑑照合等
14. 損害の負担等
15. 反社会的勢力との取引拒絶
16. 解約等
17. 貸金庫の修繕、移転等
18. 緊急措置
19. 譲渡、転貸等の禁止
20. 保証人
21. 規定の変更等
22. 準拠法・管轄

#### 全自動貸金庫規定（顔認証型）

##### 第1条（生体認証）

本貸金庫はご契約者（以下、ご本人といたします）の生体情報（お顔の特徴情報）および貸金庫利用カード・暗証番号・鍵により、本人認証をおこないます。

##### 第2条（生体認証情報、暗証番号の登録）

1. 貸金庫のお申込みの際は、当金庫所定の装置および方法によって、お顔の特徴情報、暗証番号を登録します。
2. 当金庫は登録されたお顔の特徴情報、暗証番号について、貸金庫利用の際に、ご本人と登録内容の一致を確認する目的にのみ使用します。
3. 貸金庫が解約された場合、当金庫所定の装置に登録されているお顔の特徴情報、暗証番号を所定の方法により抹消いたします。

##### 第3条（お顔の特徴情報の登録等）

ご利用の際、ご本人のお顔の特徴情報と登録されている特徴情報の一致を確認させていただきますので、ご登録時およびご利用時は次のように顔の一部が隠れるような状態ではご利用いただけません。

- （例）
- ・毛髪等が判定不能となる程度に隠している
  - ・サングラスやマスクを着用している
  - ・帽子やヘルメットをかぶっている

##### 第4条（格納品の範囲）

1. 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
  - （1）公社債券、株券その他の有価証券
  - （2）預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
  - （3）貴金属、宝石その他の貴重品
  - （4）前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

2. 当金庫は、前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

#### 第5条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日の属する年度の3月末までとし、契約期間満了日までにご本人または当金庫から解約の申出をしないかぎりこの契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降継続後も同様とします。

#### 第6条（使用料）

1. 貸金庫の使用料は、当初契約月の翌月から当金庫所定の金額を毎月当金庫所定の日に、年払い納付をご希望の場合には毎年1回、当金庫所定の日に（加入月の翌月に加入月の翌月から前条契約期間満了日までの月割計算による金額を）、ご本人が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手の提示によらず払戻しのうえ充当します。
2. 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
3. 契約期間中に解約となった場合でも、すでに振替済みの使用料は払戻しいたしません。ただし、年払いで納付済の手数料につきましては、解約日の属する月の翌月から前条契約期間満了日までの金額を、月額計算により払戻しいたします。

#### 第7条（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵はご本人が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえご本人が届出の印章により封印したうえで当金庫が保管します。

#### 第8条（貸金庫の開閉等）

1. ご本人が第1ゲートの当金庫所定の装置でお顔の撮影を行っていただき、当金庫所定の装置が撮影したお顔の特徴情報と登録されているお顔の特徴情報の一致が確認できた場合に、第1ゲートを開錠いたします。
2. ご本人が第2ゲートで当金庫所定の装置に貸金庫利用カードを読取らせ、当金庫が所定の装置で正当性を確認したのちに貸金庫利用室扉を開錠いたします。ご本人は貸金庫利用室へ入室のうえ、当金庫所定の装置において貸金庫利用カード・暗証番号・正鍵を使用し、貸金庫利用の操作をおこなってください。
3. ご本人の身体的理由により第1ゲートで当金庫所定の装置によるお顔の特徴情報の一致が確認できない場合には当金庫所定方法によりご本人を確認したのち、第1ゲートを開錠いたします。
4. 代理人による貸金庫の開閉をおこなう場合であっても、この規定を適用いたしますので、ご本人により代理人の氏名および代理人専用の暗証番号の届出をおこなってください。  
また、その際は代理人のお顔の特徴情報を登録させていただきますので、ご本人と一緒に当金庫の窓口までおいでください。
5. 格納品の出し入れは、貸金庫利用室内でのみ行ってください。

#### 第9条（届出事項の変更等）

1. 印章を失ったとき、または印章・名称・代理人・住所・暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。
2. 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに、到達したものとみなします。

#### 第10条（お顔の特徴情報の再登録）

ご本人もしくは代理人の身体的理由により、当金庫所定の装置による、撮影されたお顔の特徴情報と登録されたお顔の特徴情報の一致が確認できないと当金庫が判断した場合、所定の用紙に押捺された印影と、届出の印影の一致を確認し、かつ所定の手続によりご本人と確認できた場合にのみ、お顔の特徴情報を再登録いたします。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

#### 第 11 条（印章、鍵の喪失時等の取扱）

1. 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお当金庫が貸金庫の位置変更を求めたときは、直にこれに応じてください。

#### 第 12 条（貸金庫故障時の取扱）

停電、故障等により当金庫所定の装置による貸金庫利用ができないときは、貸金庫開庫に氏名を記入のうえ、届出の印影を押捺し当金庫の窓口に提出してください。この場合、貸金庫開庫依頼書に押捺された印影と、届出の印影の一致を確認し、かつ所定の手続きによりご本人と確認できた場合にのみ所定の方法でご利用いただけます。

ただし、休日の故障その他故障等の程度によって当金庫がやむを得ないと認めた場合においては、復旧まで貸金庫開庫や格納品取り出しのご依頼に応じられないことがございます。

#### 第 13 条（お顔の特徴情報の確認、印鑑照合等）

1. 当金庫所定の場所・装置により、お顔の撮影、貸金庫カードの読取らせ、暗証番号の入力を行っていただき、入力されたお顔の特徴情報と登録されたお顔の特徴情報の一致を確認し、また入力された暗証番号と登録の暗証番号の一致を確認しましたうへは、顔情報、暗証番号につき事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱をしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
3. 前 1 項、2 項において使用される正鍵については、当金庫は確認する義務を負いません。

#### 第 14 条（損害の負担等）

1. 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫や格納品の取出依頼に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
2. 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
3. ご本人もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

#### 第 15 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第 16 条第 3 項第 1 号、第 2 号①から⑥および第 3 号①から⑤のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 16 条第 3 項第 1 号、第 2 号①から⑥または第 3 号①から⑤の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

#### 第 16 条（解約等）

1. この契約は、ご本人の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 11 条に準じて取扱います。
2. 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫は契約期限の満了を待つことなく、いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。第 5 条により契約期間が満了し、契約が更新されなるときも同様とします。
  - (1) お支払い月の翌月を経過してご使用料のお支払いがないとき
  - (2) ご本人について相続の開始があったとき
  - (3) ご本人もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - (4) 店舗の改築および閉鎖、その他相当の事由があるとき
  - (5) ご本人または代理人がこの規定に違反したとき

3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、ご本人との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、またはご本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。
- この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。
- (1) ご本人が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) ご本人または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- ①暴力団
  - ②暴力団員
  - ③暴力団準構成員
  - ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - ⑥その他前各号に準ずる者
- (3) ご本人または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
4. 前3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡し日の属する月までの使用料相当額を支払ってください。
- この場合、第6条3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。
- 不足額が生じたときはただちに支払ってください。当金庫はこの不足額を当該貸金庫明渡しの日に第6条1項の方法に準じて払戻しのうえ、充当できるものとします。
5. 第1項から3項の明け渡しが1か月以上に遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
- なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立ち会いを求めることができます。これらに要する費用はご本人の負担とします。
6. 使用料、遅延損害金その他ご本人が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合でも不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

#### 第17条（貸金庫の修繕、移転等）

当金庫が貸金庫の修繕、移転、更改その他やむを得ない事情により、格納品の一時引取または貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

#### 第18条（緊急措置）

1. 法令の定めるところにより、当金庫が貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要すると判断したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。また、このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
2. 法令の定めるところにより当金庫が利用者の顔の特徴情報等の開示を求められたとき、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。また、当金庫が犯罪等やむを得ない事情と判断した場合も同様の処置ができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

#### 第19条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権はその一部領域のみの場合を含め譲渡、転貸または質入することはできません。

#### 第20条（保証人）

保証人は、この契約から生ずるすべての債務についてご本人と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

## 第 21 条（規定の変更等）

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

## 第 22 条（準拠法・管轄）

本契約の契約準拠法は日本法とします。

本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、福岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

## 付則

この規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行します。

平成 18 年 2 月 16 日 改定

平成 22 年 1 月 8 日 改定

平成 26 年 2 月 1 日 改定

令和 2 年 3 月 25 日 改定